

諮問庁：独立行政法人都市再生機構

諮問日：平成28年7月19日（平成28年（独情）諮問第58号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（独情）答申第78号）

事件名：特定団地の特定工事における屋外給水配管図等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年4月26日付け、に731-1による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求に係る処分

本件対象文書の処分で、“犯罪を助長するおそれのある部分”を理由に不開示とした処分を取り消し、開示を求める。

イ 趣旨

特定日、特定団地の給水施設維持管理業務を特定会社が履行している状況において、特定保健所に検査結果の報告をしていなかった事から、保健所の立ち入り検査が実施され、配管に進行した腐食があり、修繕の指導を受けた事、その補修工事をしている際に、今度は居住者よりまた配管の腐食を指摘され、補修工事をした事等、特定会社の管理能力不足や怠慢があった事から維持管理業務に不審を持った事や機構と特定会社は40年以上経過した埋設給水本管のリニューアル計画を全く考えていない状況に、生活に直結した水道に大きな漏水事故等が発生した時、居住者の生活に多大な支障を来す事は明白であり、居住者として無関心でいる事は出来ず、居住者及び

自治会は危機感を感じている。それを意見書で機構に申し入れたが、無視された状況に、居住者の関心を高め、居住者の監視や点検が必要であると考えた時、幸いにも居住者に専門家や経験者がおり、給水設備に関する図面を参考に特定会社の作業に立ち会いでき、監視ができる。

自治会がこうした活動を通じて、居住者の安全・安心な生活環境を維持するために図面は必要であり、審査請求をした。

ウ 理由

通知書の理由に“犯罪を助長するおそれのある部分”とあるが、曖昧であり理解出来ない文章である。

おそれのある部分とは、建物なのか、配管図なのか、どの情報が対象になるのか不明であるが、この図面を参考に、だれが、どのような時、何を対象に、なぜ、どのようにして、どのような罪を犯すのか不明である。つまり文章の5W1Hの基本要素が整っておらず、想定する犯罪が盗難か、死傷者のである重大犯罪か不明で、説明不足の理解し難い文章である。

次に、その“犯罪を助長する”とあるが、犯罪が特定されていない状態で、だれが、なぜ、どのようにして、なんのために、助長するのか、不明で理解できない。

次に“犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため”という文章は法5条4号口の条文をそのままコピーしたものであるが、末尾に“支障を及ぼすおそれがあるため”とあり、その文意は、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある事や鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるために図面の開示はできないという解釈になる。法5条は文書の開示義務を定めたものであり、4号口は「支障を及ぼすおそれのある記録」に該当するか否かを規定している。従って機構の理由は法5条4号口の趣旨に該当しない。つまり、法は文章の記録を対象にしたものであり、犯罪行為を対象にした条文ではない。

法5条にある“犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある記録”に該当するのは図面上のどの部分なのか。請求した図面と犯罪等の関係性はどのような事か、説明がなく不明である。つまり法5条4号口の理由として成立しない主張である。従って全面開示すべきである。

法人文書開示決定通知書の内容は、具体的に指摘した開示請求文書（図面）に対し、重大な犯罪を根拠に、法に基づき開示請求人（審査請求人）に開示の制限を行うのであり、十分な検討・熟慮と慎重

な対応が求められる。

図面を開示する事により機構が所有する特定団地の給水施設の防犯対策に、どのような支障のおそれがあるのか。そして、図面を開示する事により想定される具体的な犯罪又は事件を指摘し、だれが、いつ、どのようにして犯罪を起こし、どのように助長され、どのような支障が生じるか説明すべきである。その説明には文章の基本要素である5W1Hにより明確で分かり易い文章にすべきである。機構の理由の文章は条文をそのままコピーしたものであり、機構の理由とする文言は的外れであり、稚拙な理由であると非難されるべき文章であるとする。

そこで、団地の給水施設（簡易水道）・その図面・犯罪・公共安全と秩序というキーワードから、つぎに指摘する犯罪が想定出来る。

飲料水に関する罪・浄水汚染罪・水道毒物等混入致死罪・水道損壊及び閉塞罪・人の健康に関わる公害犯罪の処罰に関する法律等がある。いずれも不特定多数に危害を加える重大犯罪であり、死刑をはじめとした非常に重い刑で罰せられる。

戦後の事件を調べると、コーラ・牛乳・ジュース・お茶などのドリンクやカレーに混入した事件などがあり、死刑が適用された事も有る重大事件があった。また、不特定多数を標的とした事件としてサリン事件があり、その被害の悲惨な状況は記憶に残っている。しかし、水道水等に毒物などを混入した悲惨な事件はなかった。

不特定多数を標的に、水道水に毒物等を混入する犯罪は善良な住民を傷つけ、死傷者が出る事は明らかで、戦争においても生物学兵器と同じように卑劣な犯罪として世界的に禁止されている事件・犯罪である。

この給水施設に関連して、特定日、特定団地の給水施設維持管理業務に上記の不備があった事から、その抗議と給水施設の見学を要求した時、回答はなかったが、機構西日本支社担当者の1人は「テロの危険があるから見学は許可しません」と言い、他の1人は「図面を提供したらテロの危険がある」と言われた事実がある。

その事から機構が主張する犯罪は、上記の最も卑劣な犯罪を意味しているとする。機構は“犯罪を助長するおそれのある部分”として開示請求者（審査請求人）に不開示を決定しており、“犯罪を助長するおそれ”の主語は審査請求人となる。非常に心外な事であり、審査請求人にどのような不審な行動と疑惑があり、審査請求人がいかなる犯罪を行ない、どのようにして助長するのか、具体的に詳細な事実にもとづいた犯罪理由の根拠を説明すべきである。

審査請求人は特定団地の自治会長として日々、団地の生活環境改善

を求めて居住者のために活動している善良な住民である。そのような犯罪を考えた事もなく、例え思いついても死刑になるような犯罪を実施することは神に誓ってない。また、そのような犯罪を実施するには多量の毒物等の入手が必要であり、そうした資格を持っていない審査請求人が国内法で管理・制限されている毒物等を入手することはできない。重ねて主張する。

“審査請求人はそのような事件は考えた事もなく絶対に起こさない”。このような疑いを公文書で再度、指摘される事は非常に心外であり、深い心痛を感じている。

機構の回答次第では、侮辱罪及び人権侵害として、慰謝料請求裁判を辞さない事も考えている。“犯罪を助長するおそれのある”事に関し、質問状を提出しても、今までの経緯と実績から機構の回答がない事は確実であり、この審査請求の内閣府の審査会を通じて機構の説明及び回答を求める。

有り得ない疑いを持たれているが、審査請求人並びに仲間・周辺の人達・関係する人達は善良な市民であり、機構や居住者に対する悪感情や悪意は無く、犯罪を起こす動機も無い。また、多量の毒物も入手できない状況において、犯罪及び助長する事は絶対ない事を重ねて主張する。

仮に、これらの凶面を参考に犯罪を行った場合、審査請求人のルートから犯人は容易に特定され、直ちに逮捕され、裁判による死刑が想定される重大な犯罪を考え・実施する者は絶対にいない。また、審査請求人の仲間・周辺・関係する人達には精神の異常者もいない。

従って、機構の理由は該当せず、全面開示を求める。

機構の主張は、起こる事のない犯罪等を勝手にでっち上げ、犯罪を想定した空論によって「法5条4号ロ」を主張したものであるが、理由として成立せず、法5条4号ロに該当しない。開示を求める。

エ この審査請求に際し、機構は既に検討し不開示とした事であり、再度検討の余地はなく、直ちに行政不服審査法の規定により内閣府に諮問すべきである。

(2) 意見書 1

本件について意見書（反論）と資料を提出する。

なお、平成28年6月27日付けの申し入れ書として審査会事務局に送付した資料は本件の審査請求の資料及び意見書の資料として添付したので、本意見書に添えて審査会に提出することを求める。

ア 機構の理由説明書に対する反論 - 1

審査請求人の指摘により、不開示理由等が法に關係する書類として整理され具体的な表現に改めるのは当然であり、本来、審査請求人

の指摘がなくとも5W1Hの明快な表現にすべきであった。

平成28年4月26日送付の法人文書開示決定通知書が届き、その書類には“2 不開示とした部分とその理由”の“犯罪を助長するおそれのある部分”には一切説明がなく何が対象なのか不明であったり、“理由”として“犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（法5条4号口）”とあり、意味不明で理解不能な書類であった。約2週間遅れて、図面のタイトルだけが判り、他はすべて黒塗りをした図面が届いた。これで何とか、審査請求が出来る状況になり、早急に審査請求書を作成した経緯があるが、本来は、法人文書開示決定通知書と黒塗り図面が同時に届けるべきである。そして、機構のこのような対応は審査請求人を軽視し、馬鹿にした対応であると憤りを感じ、改めて抗議する。

イ 次に、機構の理由説明書に対する反論－2

理由説明書4の(1)及び5結論で「別表に掲げる部分について開示とするものの」とあるが、審査請求人には別表の部分が未だに開示されていない。機構西日本支社の担当者にお問い合わせると「審査会の答申を待って開示する予定」という説明があった。

「別表に掲げる部分について開示とするものの」という文言は中途半端な文脈であり、尻切れトンボの文章である。審査請求人は「ものの」という言葉の文脈として、「ものの、○○○の理由により開示しないとか、△△△の理由により延期する」など、否定的な文脈となるのが一般的であるが、そのような文脈でない事から、開示されるものと解釈する。開示を決定したならば、直ちに開示すべきである。ここにも機構の審査請求人を軽視した姿勢が表れている。そして、別表の内容を開示していないにもかかわらず、開示したとして諮問する事は虚偽の諮問になると考える。

「審査会の答申を待って開示する予定」という説明は、答申に基づいて開示することであり、事前に「開示を決めた」意味がなく、機構の不思議な考え方である。

ウ 争点整理

(ア) 機構の不開示部分の理由は次の2点である。

- ① 当該不開示部分を公にすることにより、悪意を持った第三者による建物への侵入行為や、施設・配管等の損傷・破壊行為、配管等への異物混入等を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号口に該当する。
- ② 平成13年10月5日付け厚生労働省通知（米国の同時多発テ

口)で“第3 水道に関する危機管理の対応について”において施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努めることとされている事から、図面等の取扱いは、安全管理上十分注意を要するとして不開示とした。

(イ) 審査請求人の主張

- ① 機構は「不開示部分が、悪意の第三者が犯罪を起こし、“犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため”に公開しない」として、直接的に犯罪行為や現実的な支障があることが法5条4号口に該当するとしているが、法5条4号口は“犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ”の情報(記録)であり、当該不開示部分の情報がそうした情報であるか、否かを判断するものであり、機構が主張する直接的な犯罪が起こるとか、おそれがある等について法は言及していない。

次に、不開示部分の図面は建物図面やそれに関する配管図等は竣工図(機構の説明)であり、悪意の第三者の参考になるが、犯罪を起こし、犯罪を助長する情報ではなく、法5条4号口に該当する情報(図面等)ではない。

- ② 不開示理由そのものについて反論する。

機構の主張は「当該不開示部分を公にすることにより、悪意を持った第三者による建物への侵入行為や、施設・配管等の損傷・破壊行為、配管等への異物混入等を容易にし」を前半とし、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため」を後半として検討する。

前半は、特定団地の給水施設に関する事件を想定したものである。つまり、コップ内(団地内)の騒ぎに対し、後半は「鎮圧」や「公共安全と秩序の維持」という社会に大きなインパクトを与える事件を想定したものである。前半と後半は事件の規模や事件の内容がまったく異なり、かつ、その関連性の説明も無く、前後が整合せず、論理として成立せず、不開示部分を総て開示すべきである。

因みに、法5条4号口に該当する情報(内容)は次の事例のような記録であると考えられる。

例えば、金庫や宝石等の保管場所の図面やその警備情報、サミットや総理大臣やVIPの警備情報、或は国の安全に係る軍事機密等が記録された文書、或は、原子力発電所等の図面等が該当し、開示すれば、テロやそれに類する集団の犯罪を助長する可能性があり、“犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安

全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ”がある重大な情報（記録）であるとする。

③ 図面管理は大切であるが、厚生労働省通知は公共団体等が運営する大規模な上水道施設を対象にしており、機構が運営する簡易水道は該当せず、この通知は適用されない。（詳細な説明は下記オです）

④ 特定団地給水施設の防犯の現状と機構の主張の基本的な考え方に相違がある。

（特定団地の防犯対策等に関する具体的情報については、本答申では省略する。）

機構は“図面等を公開すれば犯行が容易になる”と主張しているが、上記の説明のごとく現状で犯行が可能であり、機構の主張の根底が崩れ、空論である。論理として成立せず、法5条4号口に該当しないことは明白である。

エ 更に、機構の主張の前半について、具体的な犯罪を想定し、その犯罪が可能か否か、その影響（機構主張の後半）と施設図面等の必要性について検討し反論する。（写真を参照）

（犯罪等の方法に係る記載については、本答申では省略する。）

配管に異物を混入する犯行は図面が有れば可能であるが、作業時間がかかり、通報される事から不可能な犯行である。その他の犯行は図面が無くとも可能であり、居住者・近隣の住民の騒ぎとなるが、「鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」がある事態は起こらない。

機構は専門的な知識を有する者の犯行を主張しているが、専門的な知識を有する常識人は死刑となるような犯罪は考えないし、居住者に対し悪戯のような犯罪効果の小さい犯行もしない。しかし、これらの事件が特定すまいセンターAに通報され、下請業者に伝わり、現場に到着するには約2時間以上かかる事を思うと居住者には大きな迷惑がかかる。そこで、居住者間のトラブルによる悪意を持つ者の犯行であった時、逮捕され、罪を問われた時、この団地には住めなくなり、身を亡ぼす事になり、居住者間のトラブル程度ではこのような犯行はしないと考える。そして、当団地に長年（約40年以上）住んでいる居住者は上記のような事件は起こった事がないと言っていた。

以上のごとく、悪意を持った第三者の犯罪行為は施設図面がなくても可能であり、施設図面等の公開の有無に関係しない事が明白である。

施設図面等を開示すれば、悪意の第三者が犯罪を起こすおそれがある

るという機構の主張を、特定団地や全国の団地で維持管理やメンテナンス・補修工事などを履行している多くの業者の従業員・作業員を対象にした時、ほとんどの人達は施設図面等を所持し或は状態を知っている。その中に悪意の従業員・作業員が現れれば、犯罪は可能となる。機構関連業務をする人は絶対に犯罪を起こさないとは言いきれず、足元の機構関連業者を忘れた身勝手な主張である。

従って、図面の開示・不開示に係らず、悪意の第三者の犯行は可能である事から、その対策として、全国の団地の給水施設等は特定団地と同じ程度の防犯設備であり、全国の団地に全面的な防犯設備を完備する改修工事が必要となり、膨大な費用が必要となる。それよりも、機構に対する悪意を持つ第三者が現れないように、公の機関として法令・規則・契約などを順守し、公正で公平な運営、そして居住者に寄り添った運営をする事が大切だと考える。

オ 機構の不開示理由②について反論する

平成13年10月5日付厚生労働省通知『「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について』を不開示理由の1つとして引用しているが、対象としているテロは国際的なテロ集団による重大犯罪で世界に大きなインパクトを与えるテロ行為であると考えられる。機構団地の簡易水道でテロを起こしても、世界的なインパクトは無く、テロ集団がこうした給水施設を標的にする事は考えられない。

一方、厚生労働省通知第3の最初の部分を機構は省略しているが、第3は“水源の監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確認”等の注意喚起をしたものであり、対象は公共団体等が運営している大規模上水道施設である。

従って、機構が運営する小規模団地（特定団地）等の簡易水道施設は該当しない。

厚生労働省通知第3の最初の部分（大規模上水道施設）を省略し、機構にとって都合の良い部分だけを使用し、それを拡大解釈して引用するのは姑息な手段であり、機構が運営する簡易水道に“通知”が適用されない事は明白である。

カ 不開示部分（黒塗り）と現場の相違と矛盾について

① 建築図（全図、黒塗り）について反論

当団地敷地内の建物（住棟）の全体配置図は既に情報提供を受けている。次に空き部屋募集において、その間取り図を開示しており、それらの資料をまとめれば団地内の棟及び建物平面図は容易に判り、既に開示した事と同じであり、黒塗りする必要性がなく、開示すべきである。

機構が主張する悪意の第三者による犯罪（建物の損傷・破壊等）を考えた時、建物は目前にあり、凶面等は必要なく損傷・破壊は可能である。

壁の一部やガラスを破損する程度の被害は小さく意味がなく、インパクトがある犯行として、建物破壊を考えた時、多量の爆薬とその爆薬を取り付ける必要があり、多くの作業員と多くの作業時間が必要となる。居住者が生活している現状と日本の治安状況を考えれば、実施できない事は明白である。従って建物に関しても凶面等の有無は関係ないと考える。

② 配管はそのほとんどが目視できる状況であり、凶面を黒塗りする意味がなく、建屋内の機器や配管と埋設配管は凶面がなければ判らないが、いままでの反論より、全面開示すべき事は当然である。

キ 法人文書開示決定通知書の意味不明な不開示理由は、上記のような反論があるとは想定せず、その場しのぎとして考えた理由であると考ええる。本来の理由は以下に説明する事情によるものと考ええる。

特定団地を含む41団地の共益費の一部である給水施設等維持管理業務に関する入札において、機構が主要株主として出資したファミリー企業である特定会社に利益配分する観点から他の業者を排除するため、“入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律”に抵触すると疑われる行為（下記クで説明）をしていた。その不正行為の一つとして、新規参入業者に施設凶面等を提供せず、積算や見積もりが出来ない状況で入札に参加し、棄権せざるをえなかった状況は公正な競争入札とは言えない。そうした状況は入札経過調書から想定できる。このように凶面等を提供しない不公平な入札方法は不正行為であり、この不正行為を正当化するために、施設凶面等が提供できない尤もらしい不開示理由が必要であったと考える。

単独入札で落札した特定会社は機構のファミリー企業として20～30年に渡り、随意契約でこの業務を受注・履行しており、改めて凶面等の提供が無くとも、施設・作業内容等を熟知している事や常に個々の凶面の提供を受けていると思われ、積算は可能であり、競争入札（単独）で非常に高い落札率を維持して受注している。

一方、棄権した業者は次回の入札に参加しても落札が不可能な事から参加せず回次の競争入札からは特定会社の単独入札となり、90%以上の落札率で受注している実態がある。まさに、不正な競争入札であり、独占的な企業の実態があると考ええる。その実態を証明する資料として入札経過調書を提出する。

なお、この業務は機構の全国の団地に共通し、長年にわたり特定会

社が随意契約により履行していたが、平成22年国の指導により競争入札に改められた。この時から、不正競争入札が始まったと言える。

ク 上記の不正行為以外にも“入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律”に抵触する疑いのある不正行為として次の事柄を指摘する。

① 施設図面等に係る不正行為は、特定すまいセンターAが担当する特定団地を含む複数団地の競争入札で行われた。また、特定すまいセンターBも同様である。

新規参入業者が入札に際し、共通仕様書に添付されるのは各地のすまいセンターが担当する団地一覧表だけである。その表には施設の概要だけであり、施設図面等がなければ各団地の施設の状況が不明で正確な積算はできず、入札を棄権する状況になった。（仕様書に添付した団地一覧表を参照）

② 給水施設等維持管理業務共通仕様書（以降仕様書とする）に競争入札参加業者の特定会社の社名が記載され、競争に有利に作用している。

この仕様書は、機構の全国団地に共通して使用され、その仕様書の別紙4に特定会社（機構が主要株主として出資した全国的展開の業者）の社名が記載（アンダーラインを記入した）されている。

③ 仕様書に記載された24時間緊急事故処理体制の説明不足と維持管理の問題点

24時間緊急事故処理体制に必要な中央集中監視システムは特定会社が所有している事から、仕様書には詳細な説明が無く、配管等の施設図面と同じように入札参加業者は積算できず、業者は不公平な扱いをうけていた。

一方、こうしたシステムとその体制を仮に整備しても、継続的に受注できなければ、維持管理費用が損失となる不合理がある。

④ 給水施設の業務に受変電設備等の維持管理業務も含めているため、ほとんどの業者は対応できず、対応できるのは限定した業者（特定会社だけ）であった。

上記に指摘する違法性のある仕様書と不正行為のある入札方法により、特定会社しか入札に参入できない実態は説明した通りである。そして、この仕様書と入札方法は機構の全国すまいセンターの団地で使用され、こうした不正競争入札は全国で実施されていると考える。

ケ 給水施設等維持管理業務は団地の共益費に関する事であり、審査請求人は不正競争入札を指摘し改善を求めたが、無視されたため、改め

て、特定地域の3つの自治会と共同して国交省に陳情書を提出した。国交省からこれらの書類が機構に渡ったが、すべて無視され徒労に終わった。

このような不正競争入札を止めさせ、公正な競争入札を実施させ、不正を排除した正当な共益費にすべきである。その第一歩として、施設図面を開示させ、新規入札参加業者に入札資料として添付させ、公正な積算ができ、入札に参加できるようにすることが、不正競争入札改革の一助になると信じている。

機構の不開示理由の反論だけでなく、このような状況改善のためにも開示は必要であると考ええる。

参考資料として下記の書類を添付する。

特定すまいセンターAが担当する団地（特定団地を含む）の給水施設等維持管理業務の競争入札を行う際に、使用した共通仕様書（別紙4と5）

共通仕様書に添付する団地一覧表（特定すまいセンターAと特定すまいセンターB）

入札経過調書（特定すまいセンターAと特定すまいセンターB）

特定団地給水施設の写真

（本答申では資料、添付書類等は省略）

（3）意見書2

本事件について意見書（抗議）と資料を提出する。

機構に本件諮問書のコピーの提供を求め、平成28年9月6日に諮問書（添付）の開示があった。その諮問書に対し以下の抗議を申し入れる。

ア 諮問庁である機構が提出した法的な諮問書には“独立行政法人都市再生機構”の法人名だけであり、住所の表記はなく、責任の所在は本社なのか、西日本支社なのか、責任者は誰なのか、氏名がなく、不備な書類である。このような不備な書類を提出する体制が起因したと考えられる無責任な、不合理な出来事が、以下に指摘する事柄をはじめ多々ある。

機構の開示決定通知書の“2 不開示とした部分とその理由”は、機構の法的な責任のもとに不開示理由を決定したものであり、審査請求人はそれに対し反論し、異議申立てあるいは審査請求をしたものである。つまり、審査請求人は機構の説明不足で不備な不開示理由は法5条4号口に該当しないとして開示を求めたものであり、機構はこうした審査請求人の主張に対し諮問すべきであった。

しかし、機構が提出した理由説明書は不開示理由の補足説明ではなく、争点を変更するものであった。審査請求人の指摘により、主張が不備である事に気付き不利になると考え、勝手に、主張内容を変

更し、追加した理由説明書である。それにより、争点が変わり、審査請求人は急きょその対応に追われつつ意見書を提出した。

審査請求人は勝手に主張を変更し、争点変更をした事を遺憾に思う。審査会は機構の不開示理由の変更を認めるべきでなく、当初の開示決定通知書の不開示理由で審査すべきである。

機構の身勝手により、争点を変えた事を審査請求人は認めることが出来ない不合理である。こうした不合理は、機構が開示決定通知書を作成時点で責任者を明確にし、検討をすれば気付き、修正できたはずであり、不備な開示決定通知書を作成した責任は機構にある。政府の機関として社会的な重い責任を持ち、多くの居住者に対する影響は大きく、機構は常に慎重に対応すべきで、責任をとるべきである。

このように争点変更したやり方は卑怯の誹りをうけて当然である。責任者を明確にしない姿勢が、審査請求人を軽視し、法令順守を軽視した無責任な職員が起こした不祥事であり、無責任な職員と決裁した人の見識が疑われる。不祥事の原因は機構にあり、責任は機構自らがとるべきである。

こうした無責任な体制は常態化しているように見え、本件以外に機構の運営等に不適切・不合理な事が多々あると実感している。機構に改善を求める。

次に、審査会の答申が出た時、もし、仮に機構がそれを誠実に履行しない時は提訴する事になるが、訴訟に際し、被告人が不明であれば、提訴できない事もあり、書類には法人名だけでなく、責任者の氏名と住所が必要である。一方、答申の相手としても、特定の責任者に指示して欲しい。こうした観点や上記の事柄から審査会は機構を糺すべきである。

イ 諮問書の別紙3. 審査請求人の概要において“審査請求人の住所と氏名”を黒塗りしている。仮に、審査請求人が私であるならば、本人がコピーの開示を求めており、黒塗りをしないはずである。黒塗りをしている事から、審査請求人は私以外の人物が考えられる。しかし、今までの書類等の流れから、おそらく審査請求人は私であると思うが、もし、私以外の人物であれば、私は本件の諮問事件に関係なく、提出した書類は回収（取り下げ）しなければならない事になり、審査請求人の確認が必要となった。

そこで、改めて機構西日本支社の担当者に問い合わせると私が審査請求人だと返事があった。つまり、機構西日本支社の特定部署の書類送付案内である事から、この部署が作成したと考えられ、この部署は情報開示を全く理解していないと言える。また、この書類にも

責任者の氏名がない。これも無責任な体制が起因する事例でもある。ウ 諮問書の別紙7 諮問担当者……において本社情報公開・個人情報保護室の“担当：……”の部分が黒塗りしている。担当者の氏名であると考えられるが、こうした事が責任逃れの無責任な対応に繋がっている。機構の担当者は自らの業務を誠実に取り組み、自信を持って正々堂々と責任の所在を明確にすべきである。

以上の不備と機構の対応（考え方）について抗議し、審査会が糺す事を希望する。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、特定団地A B, C D地区衛生其他工事における「屋外給水配管（1）」等の開示請求に対する一部開示決定（原処分）について、開示請求者（審査請求人）から、不開示とした部分の開示を求めてなされたものである。

2 機構について

機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）に基づき設立された独立行政法人であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団から継承した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「原処分において“犯罪を助長するおそれのある部分”を理由に不開示とした処分を取り消し、開示を求める」と主張している。

4 原処分の妥当性について

（1）本件対象文書について

特定団地は、公団が建設し、賃貸住宅としてこれまで管理・運営がなされてきたところである。

今回請求のあった法人文書は、「特定団地の給水施設に関し、機器の仕様、配置、配管ライン等が分る、竣工図書又は維持管理用図書」である。処分庁は、これに該当する文書として、『特定団地A B, C D地区衛生其他工事における「屋外給水配管図（1）,（2）」（以下「屋外配管図」という。）、「高架水槽平面図,断面図」（以下「高架水槽平断面図」という。）、「受水槽ポンプ室平面図,断面図」（以下「受水槽等平断面図」という。）』、『65-4・5N-3K-3-改型標準設計図における「1階平面図・立管系統図」』（以下「1階平面図等①」という。）、『65-5S-2DK-改型標準設計図における「1

階平面図・立管系統図」』（以下「1階平面図等②」という。）及び『66-4・5N-2DK-2-改型標準設計図における「1階平面図・立管系統図」』（以下「1階平面図等③」という。）を特定し、法9条1項の規定に基づき、法5条1号（特定の個人を識別することができる情報）及び同条4号口（犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報）に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。なお、不開示部分は、職員の印影並びに給水施設関連の内部構造及び内部に設置された機器の仕様が判る部分並びに各棟に繋がる配管及び各棟の配管の種別・位置・長さや制水弁の位置等の詳細が判る部分（職員の印影を除き以下「詳細図部分」という。）であり、原処分で「犯罪を助長するおそれのある部分」とした部分を明確化するため「給水施設関連の内部構造及び内部に設置された機器の仕様が判る部分並びに各棟に繋がる配管及び各棟の配管の種別・位置・長さや制水弁の位置等の詳細が判る部分」と変更し、その理由を「当該不開示部分を公にすることにより、悪意を持った第三者による建物への侵入行為や、施設・配管等の損傷・破壊行為、配管等への異物混入等を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。（法5条4号口）」に改めることとする。

審査請求人は、不開示部分のうち、詳細図部分について処分の取消しを求めており、これについて検討を行った結果、不開示とした部分とその理由を上記のとおり改めた上、別紙の2に掲げる部分については開示とするものの、その余については、原処分を維持し、なお不開示とすることが妥当であると判断した。

以下に、詳細図部分についての不開示情報該当性を説明する。

（2）詳細図部分の不開示情報該当性について

ア 本件対象文書の性質について

本件対象文書は、機構が所有する特定団地における給水施設関連の設計図書である。機構は、居住者の安心・安全について最大限の配慮をしなければならない責務を有しており、本件対象文書は、その居住者の生活にとって必要不可欠かつ重要な施設の設計図書である。

イ 不開示情報該当性について

本件対象文書に含まれているような給水施設関連の内部構造（例えば、壁・床の種別や厚さ等）が容易に判る部分（高架水槽平断面図、受水槽等平断面図及び1階平面図等①～③のうち、平面図及び断面図部分）や、これらの施設内部に設置された機器の仕様が判る部分（受水槽等平断面図のうち、機器の仕様を説明している部分）は、悪意を持った第三者による建物への不法な侵入や施設の損傷・破壊

行為、異物混入等を容易にするなど、居住者の安心・安全に支障を及ぼすおそれがある。

また、各棟に繋がる配管の詳細を示した部分（文書１＊屋外配管図全体（凡例を除く。））は、埋設管の位置や深さ、各埋設管がどの住棟に水を供給しているかなどが判り、各棟の配管等の詳細を示した部分（１階平面図等①～③のうち、立管系統図部分及び受水槽等平断面図のうち、配管系統図部分）は、専門的な知識を有する者が確認すれば、各住棟における給水経路が判るものであり、悪意を持った第三者による配管等の損傷・破壊行為や異物混入等が実行されるおそれがないとはいえないものである。

したがって、居住者の生活にとって必要不可欠かつ重要な施設の設計図書の一部であるこれらの情報を公にすると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条４号ロに該当すると考える。

さらに、水道は居住者の日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであり、平成１３年１０月５日付厚生労働省通知『「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について』の「第３ 水道に関する危機管理の対応について」においても、「水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。併せて、（中略）施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努めること」と記載されていることから、給水施設関連の図面の取扱いは、安全管理上十分注意を要するものであると考える。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は、詳細図部分の開示を求める理由として、犯罪の意思がない旨など様々主張するところ、諮問庁においては、無論、審査請求人が犯罪の意思を有するとは考えていないが、法３条の趣旨から、何人の請求に対しても同じ対応をとることが必要であり、一部開示決定を行ったものである。これについて、上記（２）（イ）で述べたとおり、詳細図部分は法５条４号ロに該当することから、不開示とすることが妥当と判断した。

５ 結論

以上のことから、諮問庁は、上記４（１）のとおり、原処分について、詳細図部分のうち、別表に掲げる部分については開示とするものの、その余については、原処分を維持し、なお不開示とすることが妥当であると判断した。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年7月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月25日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ | 同月29日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月20日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑥ | 同年12月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 平成29年2月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定団地の給水施設に関し、機器の仕様、配置、配管ライン等が分かる竣工図書又は維持管理用図書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、法5条4号口に該当するとして不開示とされた部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、当該不開示部分のうち、別紙の2に掲げる部分は開示するが、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）は同号口に該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、機構は居住者の安心・安全について最大限の配慮をしなければならない責務を有しており、本件対象文書は、その居住者の生活にとって必要不可欠かつ重要な施設的设计図書であるとした上で、本件不開示部分については、給水施設関連の内部構造及び内部に設置された機器の仕様が判る部分並びに各棟につながる配管及び各棟の配管の種別・位置・長さや制水弁の位置等の詳細が判る部分であって、これを公にすることにより、悪意を持った第三者による建物への侵入行為や、施設・配管等の損傷・破壊行為、配管等への異物混入等を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものであって、法5条4号口に該当する旨説明する。

(2) 本件不開示部分には、特定団地の給水施設に関する具体的な情報が記載されていることが認められ、これを公にすることにより、悪意を持った第三者による配管等の損傷・破壊行為や異物混入等を容易にする旨の上記諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難い。

したがって、本件不開示部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号口に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号口に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

特定団地特定工事における「屋外給水配管図（１），（２）」，「高架水槽平面図，断面図」，「受水槽ポンプ室平面図，断面図」，６５－４・５Ｎ－３Ｋ－３－改型標準設計図における「１階平面図・立管系統図」，６５－５Ｓ－２ＤＫ－改型標準設計図における「１階平面図・立管系統図」及び６６－４・５Ｎ－２ＤＫ－２－改型標準設計図における「１階平面図・立管系統図」

2 諮問庁が開示している部分

ページ	開示事項
(各ページ共通)	図面中の凡例
3ページ	屋上階を示す「RFL」との記述
5ページ	ポンプ室に設置された機名及び台数